

○エネルギー対策特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ エネルギー対策特別会計の目的

エネルギー対策特別会計は、行政改革推進法に基づき、平成19年度に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計を統合し、エネルギー対策に関する経理を明確にするために設置された特別会計であり、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分経理されています。

エネルギー需給勘定は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和42年に石炭鉱業の安定対策実施等のために設置され(当時は石炭対策特別会計)、昭和47年に石油対策の追加、昭和55年に石油代替エネルギー対策の追加、平成13年には石炭対策廃止などの制度改正を実施してきたところです。

また、電源開発促進勘定は、電源開発促進対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定です。当初、昭和49年に電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置され、昭和55年に石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化対策を追加、平成15年に新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に一元化、平成24年に原子力安全規制のための原子力安全規制対策を設置するなどの制度改正を実施してきたところです。

さらに、原子力損害賠償支援勘定は、「原子力損害賠償支援機構法」(平23法94)の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を行うことを目的とし、平成23年に設置された勘定です。

加えて、先端半導体・人工知能関連技術勘定は、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」として令和12年度までに合計10兆円以上の半導体・AI分野への公的支援を行うところ、当該支援に係る経理を明確化するために、令和7年に設置された勘定です。

なお、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令5法32)の規定により、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、エネルギー需給勘定の負担において、脱炭素成長型経済構造移行債(GX経済移行債)を発行できるとされているとともに、「情報処理の促進に関する法律」(昭45法90)の規定により、令和7年度から令和12年度までの各年度に限り、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において、先端半導体・人工知能関連技術債を発行できるとされています。

○ エネルギー対策特別会計が経理している事務及び事業の内容

(1) エネルギー需給勘定

エネルギー需給勘定は、受益者負担の考え方に基づき行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために設置されて

います。

① 燃料安定供給対策

石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、石油及びLPガス等の備蓄等の措置を講じています。

② エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・再生可能エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO₂排出抑制対策などの措置を講じています。

(2) 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、電力利用者の受益者負担の考え方に基づき行われる電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

① 電源立地対策

発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置を講じています。

② 電源利用対策

発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置を講じています。

③ 原子力安全規制対策

原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を講じています。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

原子力損害賠償支援勘定は、原子力損害賠償支援対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

原子力損害賠償支援対策

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を講じています。

原子力損害賠償は、原子力損害を生じさせた原子力事業者の責任において行われるところ、賠償に必要となる資金繰りについては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援することとされています。同機構の保有する交付国債の償還に係る費用の財源には、原子力損害賠償支援勘定の原子力損害賠償支援証券及び借入金収入が充てられ、同証券及び借入金の元本分は、同機構の国庫納付金(納付金は主に原子力事業者の負担金からなります)、利子分は、一般会計からの原子力損害賠償支援勘定への繰入金を財源として償還されます。

(4) 先端半導体・人工知能関連技術勘定

先端半導体・人工知能関連技術勘定は、先端半導体・人工知能関連技術対策に関する政府の経理を明確にするために設置されています。

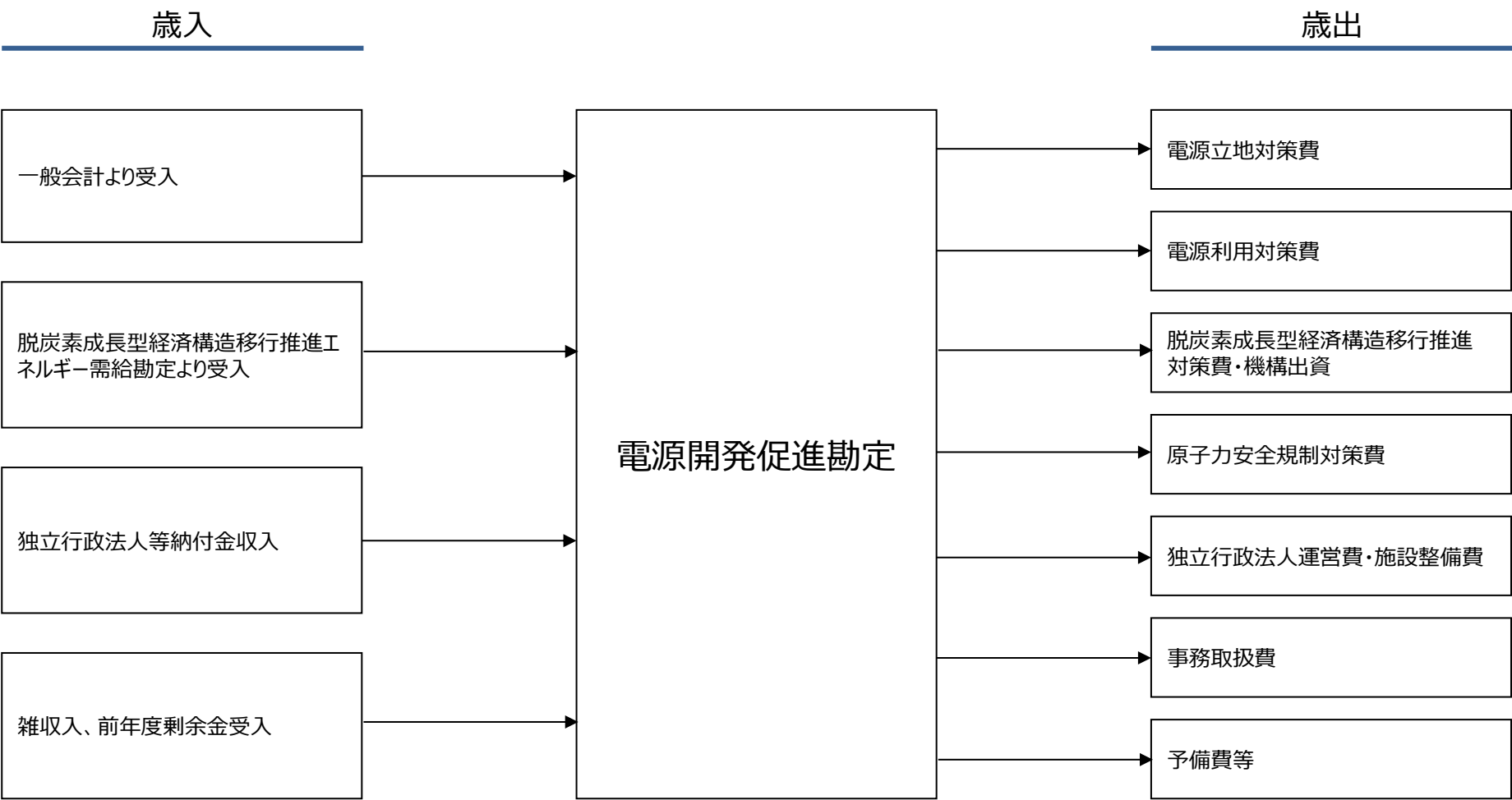
先端半導体・人工知能関連技術対策

先端的な半導体やデータセンターに係る技術開発や設備投資及びAI基盤モデルの開発等を実施するための財政上の措置を講じています。

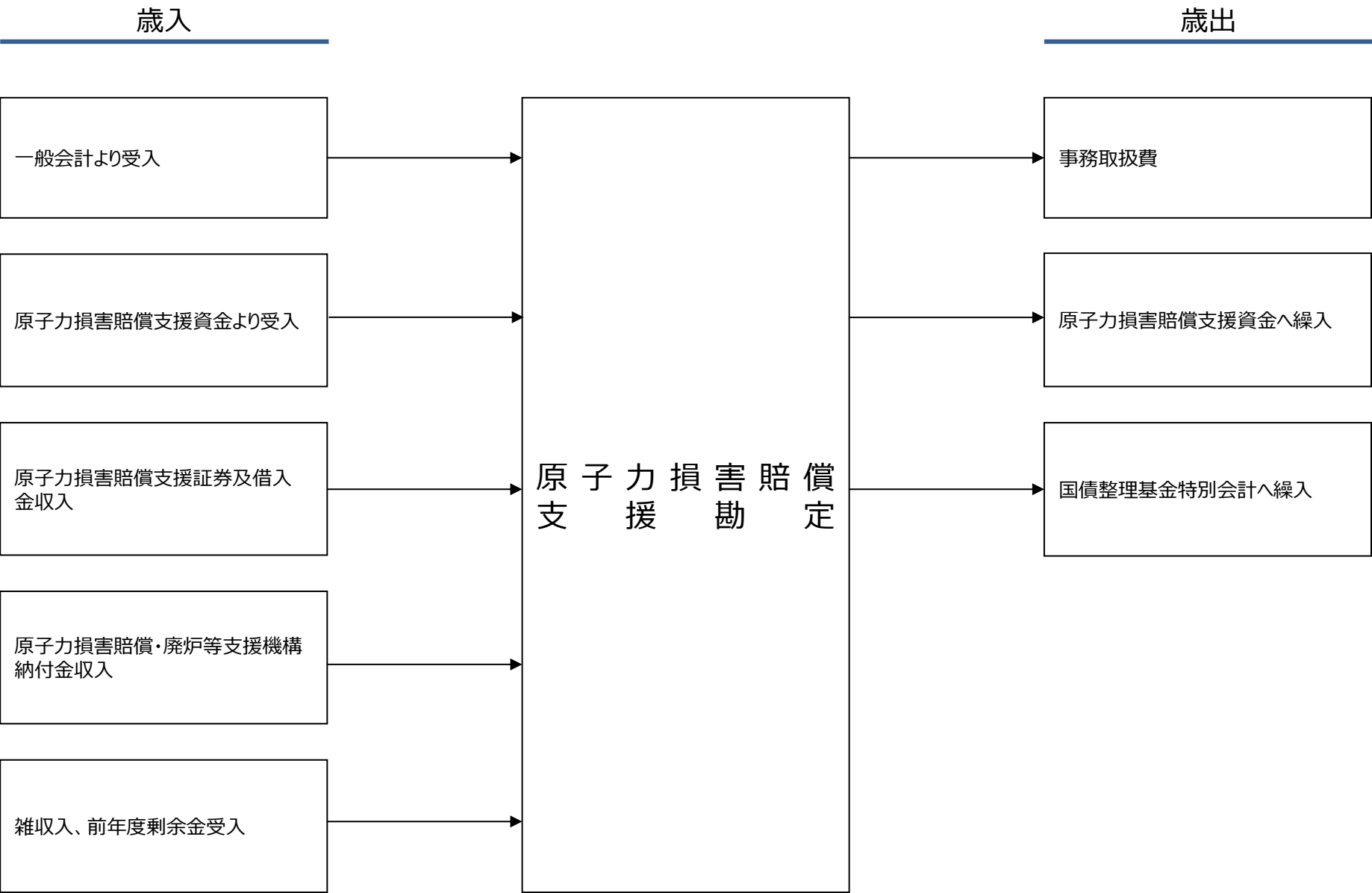
エネルギー需給勘定の経理方法の概要



電源開発促進勘定の経理方法の概要



原子力損害賠償支援勘定の経理方法の概要



先端半導体・人工知能関連技術勘定の経理方法の概要

